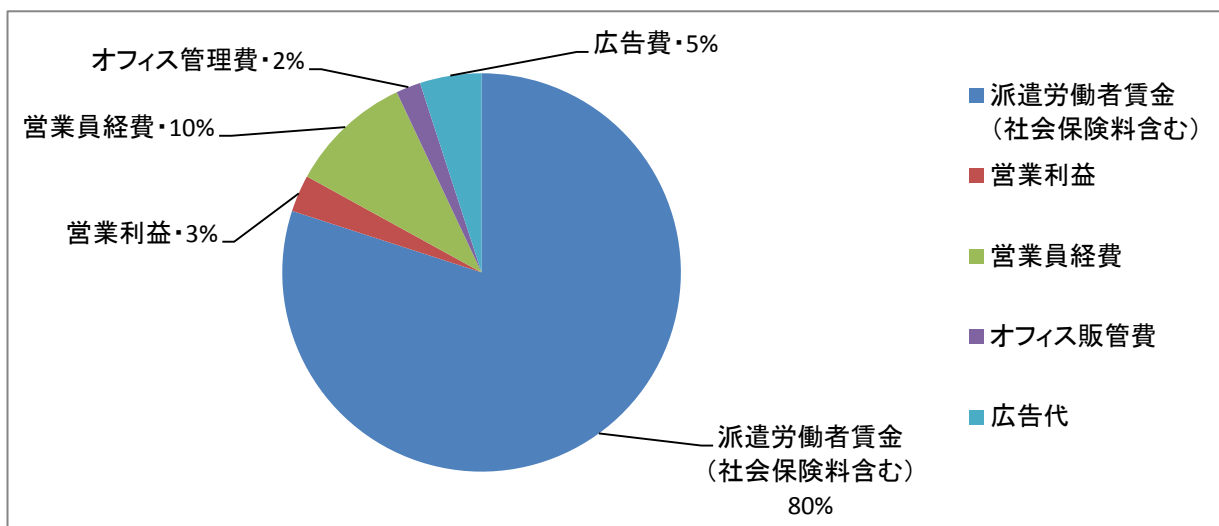


## 改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開する事が義務付けられました。(法第23条第5項)

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



派遣労働者に数(1日平均)	250人
派遣先数	70社
教員訓練に関する事項	マナー研修、OA機器操作研修、安全衛生研修
派遣料金の1日(8時間)の平均額	10,000円
派遣社員の賃金の平均	8,000円
マージン率	20%